

# 甲陽学院同窓会会員名簿利用規約

2026 年 4 月 24 日制定

## 目次

- 第 1 条 目的
- 第 2 条 会員名簿が提供する個人情報
- 第 3 条 規約の遵守
- 第 4 条 利用資格
- 第 5 条 利用の際の注意及び会員の責任
- 第 6 条 会員情報の管理
- 第 7 条 禁止行為
- 第 8 条 名簿発行の中断、変更及び終了
- 第 9 条 規約の変更
- 第 10 条 免責事項
- 第 11 条 法的手続き

## 第 1 条 目的

甲陽学院同窓会会員名簿利用規約（以下「本規約」といいます）は、甲陽学院同窓会会則（以下、「会則」といいます）第 6 条に定める会員資格を有する者（以下「会員」といいます）を対象に、会則第 2 条に定める目的に資する会員活動の支援を目的として甲陽学院同窓会（以下「本会」といいます）が発行する、甲陽学院同窓会会員名簿（以下「会員名簿」といいます）について必要な事項を定めるものです。

本会は、会員名簿を発行するにあたり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に則り、本会に登録される会員の個人情報を保護し、別途定める甲陽学院同窓会プライバシーポリシーを遵守します。

## 第 2 条 会員名簿が提供する個人情報

会員名簿は、本会が保管している会員情報のうち、本人以外の会員への個人情報の開示について本人から同意のあった氏名、現住所及び勤務先に関する情報を卒業年ごとに掲載します。

## 第 3 条 規約の遵守

- (1) 会員名簿は、本規約全ての記載内容を遵守することに同意した会員に限り所有できるものとします。
- (2) 本会が会員に対して発する通知等は、本規約の一部を構成するものとします。

## 第 4 条 利用資格

- (1) 会員名簿は、所有した会員のみが利用できるものとし、本人以外の会員を含め第三者が利用することはできません。
- (2) 前条の定めにかかわらず、本会は、氏名以外の全ての項目について本人以外の会員に非開示としている会員に対して会員名簿を提供しません。

## 第5条 利用の際の注意及び会員の責任

(1) 本会は、本会が保管している会員情報の内容に基づいて、会員名簿を発行します。これらの情報に誤りがあったことに起因して会員に生じた損害について、同窓会は一切の責任を負いません。

(2) 同窓会は、原則として会員同士の連絡や活動に関与しません。会員同士のトラブルについては当事者同士で解決するものとし、同窓会は一切の責任を負わないものとします。

(3) 会員は、会員名簿を本人以外の会員を含む第三者に、閲覧、複写、提供、貸与など会員名簿の情報の一部又は全部を提供することを禁止します。

(4) 本会は、会員が第三者に会員情報を提供した場合に生じる不利益又は損害について、一切責任を負いません。

(5) 会員は、本人以外の会員の会員情報を利用するときは自身の責任において信頼性を判断するものとします。また、会員は、会員名簿を利用する上での自らの行為について責任を負います。不正確な情報の登録等が法令違反又は権利侵害にあたる場合には、損害賠償等の民事責任のほか、刑事責任を問われる可能性があります。

## 第6条 会員情報の管理

(1) 会員は、自ら正確な情報を登録、確認又は更新することに努めるものとし、自身の会員情報に変更があった場合、自ら速やかに当該事項の変更を本会事務局に求めるものとします。

(2) 会員は自身の会員情報の項目ごとに開示するか否かを決定することができます。会員名簿では非開示項目を「＊」で表示するものとします

(3) 会員名簿の発行に際して個人情報確認のための郵便物の返送がないなど個人情報の確認ができなかった会員の情報は、個人情報の開示の可否を含め同窓会が把握している情報を掲載するものとします。

(4) 以下のいずれかにあてはまる場合には、同窓会は会員情報、利用履歴、メールなどの情報を第三者に提供することがあります。

- ・裁判所、警察その他の司法若しくは行政機関又はこれらに準ずる者から適法に照会があった場合
- ・同窓会が行う事業の維持に問題が生じる場合
- ・会員が法令又は本会が定める規約に違反し、又は会員の利用上の行為について社会通念上問題があると判断された場合
- ・本会、他の会員その他の第三者の権利又は利益を保護するため必要な場合
- ・その他法律等に基づき開示又は提供を行う場合
- ・本会の支部会を開催する場合

## 第7条 禁止行為

(1) 会員は、会員名簿を所有するにあたって、以下の行為を行ってはなりません。

- ・法令に違反する行為及びそれを勧誘又は助長する行為
- ・公序良俗及び一般常識に反する行為
- ・本人以外の会員、第三者又は本会に不利益を与える行為
- ・他人の名誉、信用、プライバシー権、パブリシティ権、著作権その他権利を侵害する行為
- ・民族、人種、性別、年齢等による差別につながる表現を掲載する行為

- ・自身以外の人物を名乗る行為、代表権若しくは代理権がないにもかかわらず会社等の組織を名乗る行為又は他の人物若しくは組織と提携若しくは協力関係にあると偽る行為（過失に基づく場合も含みます）
- ・他人の電子メールアドレスを登録する等、虚偽の申告、届出を行なう行為。
- ・本人以外の会員の個人情報を収集・蓄積する行為
- ・本人以外の会員の個人情報を、他の会員をはじめ第三者に漏洩する行為
- ・会員名簿を本人の許可なく複製（電磁的記録を含む）、アップロード、掲示、伝送、配布等をする行為
- ・会員名簿を複数人で利用する行為及び本人以外の者に利用を許可する行為
- ・スパムメール、チェーンメール等を送信（発信）する行為
- ・宗教活動及び政治活動、又はそれらにつながる行為
- ・許可なく本会の名称を使用する行為
- ・その他本会が不適切と判断した行為

(2) 会員の行為が前号に定めるいずれかに該当すると本会が判断した場合には、会員に事前に通知することなく、会員情報の変更、削除又は当該行為の全部又は一部を停止させ当該違反行為を排除するあらゆる措置を講じることができるものとします。

(3) 規約違反への処置に関する質問・苦情は一切受け付けません。

#### **第8条 名簿発行の中断、変更及び終了**

- (1) 本会は、会員名簿の発行を任意の理由で中断、変更又は終了することができます。
- (2) 本会が会員名簿の発行を終了する場合、本会は相当の周知期間をもって会員に通知します。通知の方法は甲陽だより及びウェブサイトへの掲示とします。
- (3) 本会は、会員名簿の発行終了に伴い会員に生じる損害、損失その他の費用の賠償又は補償を一切負わないものとします。

#### **第9条 規約の変更**

本会は、本会役員総会で議決されたときは、本規約を改訂いたします。改訂した内容は、会員に対して甲陽だより及びホームページでの公表によりお知らせします。

#### **第10条 免責事項**

- (1) 本会は、会員が会員名簿の利用により第三者に対して損害を与えた場合、その一切の責任を負いません。
- (2) 本会は、会員が会員名簿を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、信頼性、有用性等いかなる保証も行ないません。
- (3) 会員の本会に対する個人情報の提供は任意ですが、本会が行う事業において項目を入力しない場合又は他の会員に自身の会員情報を開示しない設定にしている場合、本会が行う事業の対象とならない場合があります。

#### **第11条 法的手続き**

本規約の準拠法は日本法とします。また、この規約に関連して本会と会員の間で生じた紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。